

宇土市工事等競争入札有資格業者の指名停止について

1 指名停止を受けた業者

熊本県熊本市西区春日 1 - 1 2 - 3

トッパン・フォームズ株式会社 西日本事業部 第二営業本部

本部長 堀 守

2 指名停止措置の期間

令和 4 年 3 月 2 4 日から

令和 5 年 3 月 2 3 日まで 1 2 か月間

3 事実行為

トッパン・フォームズ株式会社は、日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の調査を受け、令和 4 年 3 月 3 日付で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4 指名停止措置の理由

上記業者の行為が、宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の別表第 2 第 2 号「独占禁止法違反行為」に該当するため指名停止措置を行うもの。

別表第 2

市内で生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 2 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項 第 1 号に違反し、市工事等の契約の相手 方として不適當であると認められると き。	当該認定をした日から 1 2 か月以上 2 4 か月以内

【問合せ先】

宇土市総務部財政課契約管財係

電話：0964-22-1111（内線 217・218）